

会議録（公開用）

附属機関又は 会議体の名称	第4回 豊島区景観審議会デザイン検討部会	
事務局（担当課）	都市整備部 都市計画課	
開催日時	平成28年12月26日（月） 午前10時00分～12時00分	
開催場所	会議室604（本庁舎6階）	
会議次第	1. 開会 2. 議事 (1) 景観まちづくりの展開について (2) 景観ガイドラインの策定について 3. 報告 (1) 大塚駅南口広場整備工事について (2) その他	
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	後藤 春彦（早稲田大学大学院創造理工学研究科教授）・志村 秀明 （芝浦工業大学工学部建築学科教授）・荒井 歩（東京農業大学地球 環境科学部造園科学准教授）・鈴木 立也（株式会社デザインステー ジ代表取締役）
	事務局	都市計画課長・都市計画課都市計画グループ
傍聴者	0名	

## 審議経過

### 1 開会

---

### 2 議事

#### (1) 景観まちづくりの展開について

##### (事務局)

資料1-1、1-2の説明

##### (事務局)

- ・ケヤキ並木沿道では、全ての建築行為に対して届出を義務付け、資料1-2の地図上の青い点線の範囲では、300㎡以上の規模の建築行為に対して届出を義務付けることを考えている。
- ・しかし、この地域における300㎡以上の規模の建築行為は年間1件程度と件数が少ないことも踏まえ、エリアを広げることも考えている。

##### (部会長)

- ・資料1-1、1-2について何か意見や質問等はあるか。

##### (委員)

- ・資料1-1について、来年度屋外広告物のガイドラインを作成することは良いと思うが、今後、緑関係のガイドラインを作成する予定はあるのか。

##### (事務局)

- ・公園緑地課の方でガイドラインに類するものを策定しているため、今のところ緑に関する景観ガイドラインを作成する予定はない。

##### (委員)

- ・公園緑地課で作られているという緑のガイドラインはいつ頃策定されるのか。

##### (事務局)

- ・既に策定されている。

##### (委員)

- ・建物と工作物、屋外広告物と緑はセットにして考えるべきである。それらが、どのように準備され、揃うのかが分かると良い。

##### (事務局)

- ・景観ガイドラインでは、屋外広告物編と色彩編を作成する予定である。

##### (委員)

- ・屋外広告物編を含め、景観ガイドラインの全容を示した上で、その中の優先順位から、屋外広告物編を2017年度に取り組んでいくことが分かると良い。

**(委員)**

- ・パブコメは面白くないので、行う際には工夫されると良いと思う。

**(事務局)**

- ・どのような手法が考えられるか。

**(委員)**

- ・パブコメではなくなってしまうが、アンケートは市民参加の関心がある人を洗い出すことができるなど、今後に繋がるようなことが分かる。しかし、アンケートもテーマによって適当でない場合もあり、景観で行うのがどうかという話もある。
- ・豊島区では、条例に定められていてパブコメをする必要があるのか。

**(事務局)**

- ・住民の意見を反映させる方法として、行わなければいけない。

**(委員)**

- ・ワークショップはワークショップでしっかりと行う必要があるが、もう少し、市民参加の合わせ技を考えて頂きたい。

**(委員)**

- ・既に届出が多くあり、今後も増えることが予想される超高層建築物に関する景観ガイドラインがあると良い。都市再開発法で定められている制限ぎりぎりに計画されているものは、景観的には改善すべき部分があっても変更が難しい場合がある。そのため、都市再開発法が始まる前にデベロッパーが考えるためのガイドラインがあると良い。

**(部会長)**

- ・超高層建築物を考える場合には、足元周りの空地と中景、遠景のスカイラインの話がある。

**(委員)**

- ・超高層建築物等、とても影響力の大きいものに対して、一般的なガイドラインがあると良いと考えている。
- ・豊島区では、今後超高層の集合住宅が増えることが予想され、それらは、景観に大きく影響を与えるものなので、考えてみてほしい。

**(部会長)**

- ・足元の空地やスカイラインの他にも、バルコニーの設えの話もある。
- ・当面、景観ガイドラインは建築物・工作物編、屋外広告物編、色彩編の3点セットを作成するとともに、その次の段階として、今後必要とされるものについてもメニュー出しが行われると良い。

**(委員)**

- ・タワーマンションについて、湾岸部では既成市街地と隣接していないこともあり、現状では規制がゆるく、豊島区や新宿区などが、超高層建築物に対する配慮やガイドラインを考え始めることが必要かもしれない。

**(委員)**

- ・豊島区では、容積率 400 や 500 が当たり前なので、敷地が大きければすぐに超高層が建つ状況である。

**(部会長)**

- ・ガイドライン 3 点セットの他にもメニュー出しを行い、将来的に動き出せるようにしておくが良い。

**(委員)**

- ・ガイドラインがあった方がデベロッパーにとって楽で、設計後に指摘されるよりも事前に分かっていた方が良い。

**(部会長)**

- ・ガイドラインは全て同じ厚みである必要はないと思う。トピックス的にでも、アドバイザーの皆さんが必要と思うものについては作った方が良い。
- ・改定についても、時代のニーズに合わせて行っていけるものが良いと思う。

**(委員)**

- ・場合によっては、A 3 サイズ 1 ~ 2 枚でも良いと思う。

**(部会長)**

- ・雑司が谷地域のまちづくりのエリアについてはいかがか。
- ・地図上の青い点線の範囲では、建築確認申請が 14 件、内 300 m<sup>2</sup>以上が 1 件というお話だったが、範囲が雑司が谷地域全体、2. 5 倍程度のエリアになった場合には 30 件程度になるのか。

**(事務局)**

- ・2. 5 倍程度の範囲になるので、単純計算で言えば 35 件程度になるのではないか。

**(部会長)**

- ・300 m<sup>2</sup>以上が年間 3 件程度であれば事務処理上問題がないレベルなのか。

**(委員)**

- ・範囲を広げた場合に、環 5 の 1 で東西に地域が分かれているため、東西で地域の性格が大きく違っているのではないか。そうすると、東西でワークショップを別々に行ったほうが良いのではないか。
- ・建築確認申請が現在は年間 14 件という話だが、環 5 の 1 や補助 171 号線の沿道では今後確認申請が増えるのではないかと思っている。
- ・都電が走っている道路は幅 30~40m 程度になり、目白通りに代わって主要な通りになる。この沿道に地下鉄もできているので、大規模な建築が増えると思っている。

**(事務局)**

- ・11 月に行った雑司が谷の景観セミナーの際に、雑司が谷の主要なまちづくり団体に声をかけ、30 名程度が集まった。今回のワークショップでも、その程度の人数を考えている。

**(委員)**

- ・窓口に出出を提出するのが、述べ床 300 m<sup>2</sup>以上で、審議会や部会にあがってくるのは、

さらに大きい規模のものになるのか。

**(事務局)**

- ・開発諸制度がかかる案件については部会にかけ、審議会に報告する。

**(委員)**

- ・雑司が谷霊園をエリアに含まないのはおかしな話なので、届出の件数等が事務処理上問題のない範囲であるなら、範囲を広くした方が良いと思う。
- ・しかし、右と左の地域で性格が大きく違いそうで、青い点線で囲まれた地域の方が地元の活動が活発な印象を持っている。地域を一緒にしてしまうと、右側の地域がサブのようになってしまい、きちんとした意見交換ができないかもしれない。市民参加の方法はきちんと考えなければならない。

**(部会長)**

- ・青い点線で囲まれたエリアの名称は鬼子母神周辺地区となっているが、景観形成特別地区の名称は鬼子母神周辺地区で良いのか。

**(事務局)**

- ・雑司が谷周辺地区で考えている。

**(部会長)**

- ・雑司が谷地域と言うと東側の地域のイメージが強く、青の点線で囲まれた範囲とする場合、名称は雑司が谷周辺地区にはならないと考えている。より広いエリアを対象とする場合は、雑司が谷周辺地区という広域的な名称の方がよりなじみがあり、エリアの範囲と合わせて名称を検討する必要がある。

**(委員)**

- ・景観形成特別地区に指定をすることは、確認申請でアドバイザー会議にかかる側面もあるが、地域のまちづくりに関連する側面が強いのかと感じている。
- ・雑司が谷地域全体で、年間3件の300㎡以上の規模の建築等をチェックするための景観形成基準をまとめることよりも、地域の方々に地域の特性を理解して頂き、その維持・活用を啓発する側面が強いのであれば、異なる性格の地域を同じ言葉で説明することは難しいと思う。

**(事務局)**

- ・ケヤキ並木の沿道等の狭い範囲で厳しい規制をかける案も検討したが、それだけでは雑司が谷地域全体に効果がないと考え、建築確認申請の届出の件数から範囲を広げたいと考えている。届出の規模を200㎡とするか、300㎡とするかによっても、範囲が変化してくるが、それについても今後の検討内容である。

**(委員)**

- ・他の自治体では、範囲をどうかけているのか。

**(事務局)**

- ・雑司が谷地域全体のような広い範囲でかけている事例はないが、青い点線で囲まれている

範囲であれば、同規模の範囲でかけているものもある。

- ・他の自治体では、届出規模を全てにしているが、規模の大きい建物の方が景観への影響が大きいと考え、届出規模を限定しエリアを広げたいと考えている。

#### (委員)

- ・景観形成特別地区は、一般的には重点地区と呼ばれている。各自治体によって性格が違って、景観保全型でかけている地区や市民のまちづくりを啓発するためにかけている地区があり、雑司が谷地域はどちらかと言えば、市民の活動と連携するための地区の指定の側面が強いと考えている。
- ・鬼子母神の周辺の地域は、市民のまちづくり活動等が盛り上がっているので、将来的には景観地区への指定も考えて良いのではないかと考えている。長期的・全体的な戦略を考えていく必要がある。

#### (事務局)

- ・真ん中に大きな道路が通ることが雑司が谷地域の大きな特徴である。都電が走るため、3車線のような車優先の道路ではなく、また通過車両は地下道路を通る計画となっている。

#### (部会長)

- ・かつては、繋がっていた地域が分断されるため、一体的に景観まちづくりを行っていくことも大事だと思う。

#### (事務局)

- ・雑司が谷霊園の緑化や清掃等、右側の地域もまちづくり活動が活発な地域である。

#### (部会長)

- ・「がやがやプロジェクト」は、どの地域で行われているのか。

#### (事務局)

- ・「がやがやプロジェクト」は、雑司が谷全てのプロジェクトをまとめて呼称している。

#### (委員)

- ・他の自治体で、生物多様性地域戦略と景観が連携しているところが出てきている。豊島区では、区の連携計画の中で、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、住宅マスタープランは、環境基本計画と連携して動いているため施策も噛み合っていると思うが、景観の場合も生物多様性に関係している。また、都市マスで扱われない都市の緑のテクニカルな部分は、緑の部署と連携の仕方や誰がどう責任を持つのかをきちんと考えないと難しいと思う。

#### (事務局)

- ・緑の条例で 600～800 m<sup>2</sup>以上の敷地は緑化を義務付けており、現在は景観と緑と別々で行っている状態である。

#### (委員)

- ・緑の基本計画は絵に描いたもちで終わってしまうことが多くもったいないと思っている。それに比べて、景観計画は動きがあるので、長期的に考えて連動できるような仕組みを考

えていけると良いと思う。

**(部会長)**

- ・緑の基本計画は地域別に書かれている。
- ・委員より緑について指摘があったが、連携は非常に重要である。公共施設との連携も大切で、例えば、雑司が谷地域で今後計画されている公共施設のリスティングを行い、早い段階から連携していくことも戦略的に大事だと思う。
- ・区民との連携も大事だが、庁内の連携も大事である。ガイドラインに公共施設編はつくる予定はないのか。

**(事務局)**

- ・今のところ予定していない。

**(委員)**

- ・公共施設は区のものだけでなく都の管轄のものもあるので、ガイドラインをつくり、きちんと予防線を張っておくことも重要だと思う。

**(部会長)**

- ・緑の基本計画には、地域別の図も載っているので、常に横並びに見ていく必要がある。

**(委員)**

- ・樹木の特性や全体のデザインは重要である。

**(委員)**

- ・アドバイザー会議では、植栽をできるだけ多くとる等の指摘しかできていない。

**(事務局)**

- ・公園緑地課においても、デザインについては言及されていない。どういった連携ができるか考えていく。

**(委員)**

- ・進士先生が「ルーラル・ランドスケープ・デザインの手法」という本で書かれているような内容なのかは分からないが、建築物と緑をどのように取り扱うのか、良いお手本となる冊子があれば教えてほしい。

**(委員)**

- ・アドバイザーに緑の専門家がいると、三者協議の場で指摘できる。そのような形を取っている自治体もある。

**(委員)**

- ・茅ヶ崎市では、景観と緑が景観緑課と同じ部署になっている。また、江東区の景観専門委員会では、緑の指導も同時に行っている。

**(委員)**

- ・目黒区では、緑のアドバイザーを入れている。

**(委員)**

- ・鬼子母神のけやき並木など、このエリアではどのようなまちづくりが行われているのかを

示すサインを置いて啓発していく方法もあり、将来的に考えてもいいのではないか。地区の将来像を示すサインを街中に置いても良いと思う。そうすると、外から来た人たちにも、まちの取り組みが伝わりやすくなる。

**(委員)**

- ・環5の1の沿道の地区計画に関する資料について、P1の白黒の図は将来イメージなのか。

**(事務局)**

- ・将来イメージではなく、現状の写真である。

**(部会長)**

- ・将来イメージが無いまま計画を進めているため、分断されたまちができてしまう。

**(委員)**

- ・P3の右側にある断面図も、本当は幅員35mの断面を切って、通り全体でデザインを考える必要がある。

**(事務局)**

- ・道路事業は東京都が行っている。沿道の樹木などについて住民から要望が出ており、丁度話し合いを行っているところである。今年度末には、整備案が出来る予定である。
- ・地元住民は、沿道には紅葉を植えたいと言っている。

**(委員)**

- ・要素分解せずに、全体のイメージをしっかりと考えるべきである。全体イメージは、区や専門家が入って考える必要がある。最初に要素分解して、地元の意見を聞いても良くはならない。

**(部会長)**

- ・大門ケヤキ並木の周辺を保全型の景観まちづくりとするならば、環5の1の周辺では創造型の景観まちづくりを進めることをワークショップの軸にし、そこから住宅地に派生して考えていくのではどうか。
- ・道が出来ても、沿道の街並み出来るのは、1代くらいの時間がかかる。時間がかかることである。

**(事務局)**

- ・道路の完成は平成32年に完成を目指している。

**(委員)**

- ・仙台市では、青葉通りの将来イメージをしっかりと描いており、長期的な視野で考えている。
- ・ワークショップをしっかりとやるのが大切だと思う。戦略を考えて2～3年やった方が良いのではないかと思う。

**(部会長)**

- ・景観形成特別地区に指定して終わりではなく、継続的に支援する仕組みが必要だと思う。



指定後も3年程度はワークショップを継続的に行い、成熟化を図っていくなど、指定後のシナリオを考えていく必要があると思う。

- ・池袋の駅前以上に創造型のまちづくりが必要な地域では、区が先導してイメージを示していかないと個々の活動がバラ立ちしてしまう。

(委員)

- ・密集市街地の整備で行われている辻広場は雑司が谷地域の中にあるのか。

(事務局)

- ・辻広場は東池袋4・5丁目にある。

(委員)

- ・辻広場は大切にしてほしい。

## (2) 景観ガイドラインの策定について

(事務局)

資料2-1、参考資料2-1の説明

(部会長)

- ・資料2-1、参考資料2-1について何か意見や質問等はあるか。

(委員)

- ・P69の事前協議について、詳しくは手引書を参考にとあるが、届出の際にパースの提出は必須であるのか。

(事務局)

- ・手引書には、届出の際に必要な書類の一覧を付けており、その中にパースも含まれている。

(委員)

- ・4面程度パースがあると良いと思う。手引書の中でも、パースはどのようなものを描いてほしいのか示した方が良い。前回の部会で説明のあった案件では、裏側のパースが無かったり、ガラス面や手すりの状態など細かい点が分からなかったもので、景観シミュレーションと言えるようなパースがあると良いと思う。あと、周辺の建物が全く入っていないパースなどが提出されることも良くあるので注意が必要である。そういったことが、手引書がガイドラインに示されると良いと思う。

(委員)

- ・事前協議には、指摘事項を変更が可能な設計の初期段階で持ってきてほしい側面もあり、詳細なパースは難しいと思う。

(事務局)

- ・事前協議には、遅くとも着工の2ヶ月前に提出してもらう。

**(委員)**

- ・基本設計が終わり、実施設計に入る前に事前協議に持ってきてほしいとしている。その場合に、私個人はパースがなくても良く、図面で見るとしかないと考えている。しかし、周辺に非常に影響の大きい超高層の建物についてはパースが必要だと思う。
- ・設計がほとんど完成している状態で、施主にも了解が取れているような場合は、変更が難しい。そのような場合には、施主も一緒に事前協議に参加してもらえると良い。

**(委員)**

- ・事前協議の仕組みが重要である。

**(事務局)**

- ・完成後、売り出す際にパースを作ると言われてしまうこともある。しかし、区としてはパースの提出をお願いしてく。

**(委員)**

- ・全体のデザインについて、見出しや各ページが何章なのか分かるようなヘッダー等は付けられる予定なのか。

**(事務局)**

- ・景観計画でも色見出しや帯を付けており、そういったデザインは踏襲していく。

**(委員)**

- ・P5に空白があるものなどは修正されるのか。

**(事務局)**

- ・過剰な余白等が出ないように、見やすいレイアウトに修正していく。

**(委員)**

- ・イラストもずっと見ていると悩ましくなる。
- ・P11、12の低層住宅のイラストなど、好みの問題かもしれないがハウスメーカーの住宅のように見える。

**(事務局)**

- ・イラストのテイストを変更することは難しいが、修正を加えることは可能である。

**(部会長)**

- ・センスの良い学生を雇っても良いと思う。
- ・抽象度を高めることは必要である。

**(委員)**

- ・全体的にのっぺりしているので、もう少し底の出があった方が良いと思う。

**(部会長)**

- ・イラストのサイズも大きくしなくても良いものが大きかったりしている。
- ・イラストの書き手のセンスによるので、言葉で言っても仕方が無いと思う。
- ・色使いも、色を多用せず、緑や見てほしい部分だけに焦点を当てたものにするとうまいかも

しれない。

(委員)

- ・ P18 の駐車スペースの緑化のイラストについて、実際は緑化ブロックを使用し、芝生にはならない。また、駐車スペースだけを緑化するのではなく、周りに低木を植えたほうが良いと思う。

(部会長)

- ・ イラストの点数も厳選してもいいかもしれない。

(委員)

- ・ 全体のスケジュールはどうなっているのか。

(事務局)

- ・ 1月下旬の部会でガイドラインについてもう一度見て頂く機会がある。ただ、2月3日に景観審議会があり、そこで最終報告を行う。

(委員)

- ・ P47の左側のイラストのような景観は豊島区内にあるのか。

(事務局)

- ・ グリーン大通りを想定して書いているが、このような建物はない。

(部会長)

- ・ 無理にイラストで図解しなくてもいい。昔の消防署の角地建築で良い事例が無かったか。角地建築の良い事例の写真を載せるだけでも違うと思う。

(委員)

- ・ P47の右側のイラストの底の高さも高すぎる。

(事務局)

- ・ 景観形成基準の部分に背景色があるのも、見難いと思っている。

(部会長)

- ・ P69の事前協議および届出の基本的な流れは、完了検査で終わるのではなく、事業者に戻って終わるのが良いと思う。

---

### 3 報告

#### (1) 大塚駅南口広場整備工事について

(事務局)

資料3-1の説明

(後藤部会長)

- ・資料3-1について何か意見や質問等はあるか。

(委員)

- ・平面図の緑の部分は緑化する予定なのか。

(事務局)

- ・緑化の予定はない。

(委員)

- ・LRT上を緑化している事例もある。緑化できる範囲は限られるので、もっと工夫できると良い。

(部会長)

- ・鹿児島などはすごく上手に緑化している。都電がクランクになっていて、すごく良い場所なので、もっとやりようがあると思う。

(委員)

- ・屋根の上はどうなるのか。

(事務局)

- ・屋根は全てガラスである。

(委員)

- ・樹種はソメイヨシノだけではなく、八重も入れていった方が良い。ソメイヨシノは一気に咲いて、一気に散ってしまうので、八重なども混ぜると桜の時期も長くなる。

(事務局)

- ・本数があれば複数の樹種を入れることも考えられたが、4本だけなので、地元の要望もありソメイヨシノとなっている。
- ・173号線の都市計画道路では、どうしても桜がほしいという地元の要望から、天の川という樹種を植える。

(委員)

- ・荒井先生に事前に相談された方が良いと思う。

(部会長)

- ・住民との意見調整が終わってしまって、もう動かせないとならないよう、デザイン検討部に早めにかけてもらいたい。

(委員)

- ・桜の樹種についても、他にもさまざまな樹種があることを啓蒙していく必要がある。何もしないと、これからもソメイヨシノだけになってしまう。

(委員)

- ・駅前のデザインについて、相当もったいないことをしていると思った方が良い。

(部会長)

- ・都市デザインは繋ぐこと、つまり関係を持たせることが重要だが、この計画では周辺との関係を切ってしまう。

- ・広場は平らでなければいけないと思っているかもしれないが、緩やかなスロープのある広場の方が方向性を持ち良い場合もある。良い広場の多くはスロープである。
- ・大塚駅南口広場整備についても、大学生の卒業設計などで設計案を出してもらって、それを住民の方々の議論の材料にすると、いろいろな意見が出てくると思う。

**(事務局)**

- ・地元との話し合いで、いろいろな意見が出てまとまらなくなってしまった。最終的にプロの方に入ってもらい、イメージを出してもらって地元の納得が得られたという経緯がある。

**(部会長)**

- ・先ほどの話にもあったが、今後 10 年間で起きる事業等はリスティングしておくと思う。

**(2) その他**

**(委員)**

参考資料 3-1 の説明

**(委員)**

- ・わざわざ目隠しのルーバーを付けるデザイン上の意図はあるのか。

**(委員)**

- ・他の事例でも全て上にルーバーを付けている。手すり壁を下げて、正面からは設備が見えないようにしている。しかし、下からは室外機を吊っている機械が見えてしまう。

**(委員)**

- ・住環境上も、ルーバーを付けることで日当たりが悪くなる。
- ・江東区では都営住宅の建替えの際に、室外機を上を吊ることについて、これまでも同様に設計してきたという理由で変えないと言われたが、そこは直していただいた。

**(委員)**

- ・室外機を上を吊ることで、配管が短く、下が自由に使えるメリットがある。
- ・別の事例では、天空率の関係でバルコニーが小さく、下に置くことができない。施主ともう一度来てくださいと言っているが、今後も同じような事例が出てくると思うので、その時の対応をどうすればいいのかご意見頂きたい。

**(委員)**

- ・室内の採光が気になるが、目隠しに配慮してもらえないのではないのか。

**(部会長)**

- ・警察庁の寮については、室外機を屋上にまとめてもらうのが良い。
- ・警察庁の寮の P 3 と P 4 のパースが違う。1 階部分には何が入っているのか。

**(事務局)**

- ・ 食堂や共用スペースが入る予定である。

**(部会長)**

- ・ 食堂などが入るには、窓が小さい。歩道に対して表情がない。

**(委員)**

- ・ 道路境界には、目隠しフェンスが出来る予定である。
- ・ 景観形成基準に示されるものについては、出来ることで対応して頂くということを徹底することで良いか。
- ・ 個別の事情を聞くことにより、目隠しとしてルーバーを付ければ良いという前例になってしまう。ガイドラインに室外機を吊ってはいけないと書いてしまうことも一つの方法である。

**(部会長)**

- ・ 南大塚のマンションについては、手すりも間隔が大きく内部が見えてしまうので良くない。
- ・ 室外機を吊る建物の前例とならないよう、部会からももう一度検討して頂くよう要請する。
- ・ 事務局からその他連絡事項はあるか。

**(事務局)**

- ・ 次回のデザイン検討部会は来年の1月24日（火）午前10時からを予定している。正式な通知は後日行う。

---

**4 閉会**